

医科点数表の解釈

令和6年6月版

Web追補 No.16 (令和7年9月号)

令和7年9月24日作成

- 以下の告示・通知により、本書の内容に変更が生じたので、ここに追補します。
 - 令和7年8月13日 厚生労働省告示第223号 (令和7年8月14日適用)
 - 令和7年8月13日 保医発0813第1号
 - 令和7年8月29日 厚生労働省告示第233号 (令和7年9月1日適用)
 - 令和7年8月29日 保医発0829第2号 (令和7年9月1日適用)
 - 令和7年9月17日 厚生労働省告示第243号 (令和7年10月1日適用)
 - 令和7年9月18日 厚生労働省告示第245号 (令和7年9月19日適用)
 - Web追補のバックナンバーは、当社ウェブサイト上の『診療報酬関連情報ナビ』からご覧いただけます。本追補と併せてご利用ください。[\(https://www.shaho.co.jp/publication/navi/\)](https://www.shaho.co.jp/publication/navi/)
 - 以下の通知・事務連絡が発出されています。『診療報酬関連情報ナビ』の診療報酬関連情報データベースより、本追補と併せてご確認ください。
 - ・「主に歯科の入院患者を受け入れる病棟の重症度、医療・看護必要度の取扱い及び審査支払機関への情報提供等の対応について」(令和7年8月7日医療課事務連絡)
 - ・「保険医療機関等において本人確認を実施する場合の方法について(再周知)」(令和7年8月28日保保発0828第2号・保国発0828第3号・保高発0828第1号・保医発0828第1号)
 - ・「疑義解釈資料の送付について(その29)」(令和7年9月16日医療課事務連絡)
- 【『医科点数表の解釈(令和6年6月版)』ウェブコンテンツ】
[\(https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/\)](https://ika.shaho.co.jp/r06_ika_kaishaku/)
- ◆ 施設基準(基本・特掲)等の届出書・届出様式や、データでの提供が有用なものをウェブコンテンツに掲載しています。内容に変更が生じた場合は随時更新いたします。

頁	欄	行	変更前	変更後
356	右		【B005-14プログラム医療機器等指導管理料の点数(90点)、同区分「注2」の導入期加算の点数(50点)を準用する項目として追加】 ◇ アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料のアルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリを算定する場合、月1回に限りB005-14プログラム医療機器等指導管理料の点数を準用して算定する。 また、アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、B005-14プログラム医療機器等指導管理料の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。 なお、アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2)	
433	右	◆	C007-2介護職員等喀痰吸引等指示料の「(厚生労働大臣が定める者「注」)」を以下のように改める。 ・ (8)中「第94条第1項」を「第94条」に改める。 ・ (8)中「同令第172条第1項に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者、」を「同令第172条に規定する基準該当自立訓練(生活訓練)事業者、同令第173条の3に規定する指定就労選択支援事業者、」に改める。 ・ 最終改正を「(最終改正;令 7. 9. 17 厚生労働省告示第243号)」に改める。 【令和7年10月1日適用】	
483	右	◆	C200薬剤の「(投与の対象となる注射薬)」の(1)中、「【厚生労働大臣の定める注射薬】」に「シパグルコシダーゼ アルファ製剤」を加え、改正履歴に「(令 7. 8. 13 保医発 0813 1)」を加える。	
497	右	◆	「◇ アミロイドβ 42/40比(髄液)」の改正履歴に「(令 7. 8. 29 保医発 0829 2)」を追加し、「イ」を以下のように改める。 イ 本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)、本区分「15」のアミロイドβ 42/40比(髄液)又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42/40比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。	

頁	欄	行	変更前	変更後
497	右		〔D004穿刺液・採取液検査「15」のアミロイドβ42/40比（髄液）の所定点数（1,282点）を準用する項目として追加〕 (1) リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比（髄液）は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、D004穿刺液・採取液検査「15」のアミロイドβ42/40比（髄液）の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2) (2) D004穿刺液・採取液検査「14」のリン酸化タウ蛋白（髄液）、同区分「15」のアミロイドβ42/40比（髄液）又は同区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比（髄液）のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2)	
498	右	◆	「(悪性腫瘍遺伝子検査について)」の(2)の改正履歴に「(令 7. 8. 29 保医発 0829 2)」を追加し、「オ」の次に以下のように追加。 カ 尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査	
498	右		〔D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数（2,500点）を準用する項目として追加〕 ◇ IDH1遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1遺伝子変異の評価を行った場合に、D004-2悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「(1)」医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2)	
544	右		〔D012感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体の所定点数（12,850点）を準用する項目として追加〕 ◇ コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELISA法により実施する場合に、D012感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型（AAV9）抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2)	
576	右		〔D215超音波検査の「2」の「ロ」の「(3)」その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）の所定点数（350点）を準用する項目として追加〕 ◇ 超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕静脈用カテーテルを挿入・留置した場合は、D215超音波検査の「2」の「ロ」の「(3)」その他（頭頸部、四肢、体表、末梢血管等）の所定点数を準用して算定する。なお、カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。 (令 7. 8. 29 保医発 0829 2)	
898	右	◆	「(両心室ペースメーカー移植術について)」の(1)の改正履歴に「(令 7. 8. 29 保医発 0829 2)」を追加し、「イ」の次に以下のように追加。 ウ 十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないNYHAクラスⅡ（軽度）、左室駆出率30%以下、QRS幅150ms以上、左脚ブロック、洞調律の全てを満たす心不全患者の症状改善（当該患者に対する使用が薬事承認において認められている医療機器を用いて実施した場合に限る。）	
997	右	◆	「(免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製について)」の(1)を以下のように改める。 (1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、<u>以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる（乳癌に係る初回の本標本作製を令和6年3月31日以降に実施した場合にあっては、令和8年5月31日までの間に限る。）</u>。なお、「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 イ 化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性	

頁	欄	行	変更前	変更後
			腫瘍剤の投与の適応を判断する目的 ロ ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的 ハ 過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的 (令 7. 8.29 保医発 0829 2)	
1083	一	上から4行目	(最終改正；令和7年5月30日 厚生労働省告示第171号) [黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み]	(最終改正；令和7年8月29日 厚生労働省告示第233号)
1088	右	下から1行目	[次行に追加]	(4) 脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型） 1g 当たり19,800円
1093	左	下から16行目	[次行に追加]	④ 分枝血管部分連結型 3,320,000円
1093	左	下から15行目	(4) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分） 344,000円	(4) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分） ① 標準型 344,000円 ② 分枝血管部分連結型 1,020,000円
1093	左	下から13行目	[次行に追加]	(6) 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分） 976,000円
1094	右	下から28行目	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228 (略) 229 (略) 230 (略) 231 (略) 232 (略) [黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み]	227 高血圧症治療補助アプリ 7,010円 228 (略) 229 (略) 230 (略) 231 (略) 232 (略) 233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材 1g 当たり17,600円 234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント 124,000円 235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ 7,010円 236 上腕静脈用カテーテル 5,790円
1097	一	上から3行目	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正；令和7. 5.30 保医発 0530 2) [黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み]	(令 6. 3. 5 保医発 0305 8) (最終改正；令和7. 8.29 保医発 0829 2)
1101	右	◆ 「079 骨セメント」の(3)の次に以下のように追加。	(4) 脊椎椎体形成用（椎体形成用材料セット一体型） ア 椎体形成用材料セットの費用は本区分の材料価格に含まれる。 イ 保存的治療が奏功せず、全身麻酔による手術が困難な有痛性椎体骨折の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針及びガイドラインに従って使用した場合に限り算定できる。 ウ 1治療における治療椎体は3椎体までとする。 エ 1回の手術に対し20gを限度として算定できる。	
1106	左	◆ 「146 大動脈用ステントグラフト」の(5)の次に以下のように追加。	(6) 胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。 (7) 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。また、胸部大動脈用ステントグラフト（メイン部分）・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載するこ	

頁	欄	行	変更前	変更後
			と。 (8) 胸部大動脈用ステントグラフト（補助部分）・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。 (9) 胸部大動脈用ステントグラフト（分枝血管部分）は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載すること。	
1113	左	下から31～12 行目	227 高血圧症治療補助アプリ (略) 228 (略) 229 (略) 230 (略) 231 (略) 232 (略) 〔黄色網かけはWeb追補No. 12等にて改正済み〕	227 高血圧症治療補助アプリ (略) 228 (略) 229 (略) 230 (略) 231 (略) 232 (略) 233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材 (1) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、非静脈瘤性消化管出血に対する内視鏡的止血術において、機械的止血法や熱凝固法では止血が不十分な場合であって、追加の止血材として使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (2) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として3gまで算定できる。1回の手術で3gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (3) アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査（生検を実施する場合を含む。）において使用した場合は算定できない。 (4) デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。 234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント (1) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、関連学会の定める適正使用指針に従って、以下のいずれかに該当する症例の副鼻腔手術後に使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、医学的必要性及び以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 ア 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例 イ 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例 ウ 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例

頁	欄	行	変更前	変更後
				エ 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例 (2) 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、一連の治療に対して、原則として2個を限度として算定できる。医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。 235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ (1) アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリは、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。 (2) 入院中の患者以外の患者（アルコール依存症の患者であって、断酒を選択すべき患者に該当しないものに限る。）に対して、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師がアルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、初回の使用日の属する月から起算して6か月を限度として、初回を含めて月1回に限り算定する。 (3) 前回算定日から、平均して7日間のうち3日以上飲酒記録がアプリに入力されている場合にのみ算定できる。ただし、初回の算定でアプリ使用実績を有しない場合は、この限りではない。 (4) 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。 236 上腕静脈用カテーテル 医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。
1147	◆		Web追補No. 6で追加した「令和6年11月29日 厚生労働省告示第351号」を以下のように改める。 保険医療機関及び保険医療養担当規則第3条第1項第四号等に規定する厚生労働大臣が定める方法 （令和6年11月29日 厚生労働省告示第351号） （最終改正；令和7年9月18日 厚生労働省告示第245号）	

頁	欄	行	変更前	変更後
			保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第3条第1項第四号，保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和32年厚生省令第16号）第3条第1項第五号及び指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第8条第1項第四号に規定する厚生労働大臣が定める方法は，当分の間，健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第13項に規定する電子資格確認によって療養の給付を受ける資格があることを確認できない場合に限り，次の各号に掲げるものとする。 一 （略） 二 患者の提示する個人番号カード及び情報提供等記録開示システム（番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムをいう。次号において同じ。）番号利用法附則第6条第3項に規定する情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報が記録されたもの 三 患者の提示する移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第二号ロに規定する移動端末設備をいい，当該移動端末設備に組み込まれた電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第35条の2第1項に規定する電磁的記録媒体に同項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて情報提供等記録開示システムを通じて取得した当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報 四 保険医療機関等（健康保険法第63条第3項第一号に規定する保険医療機関又は保険薬局をいう。）又は指定訪問看護事業者（同法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。）が，個人番号カード利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）の発行を受けた患者であって，当該個人番号カード利用者証明用電子証明書の有効期間が満了した日から当該日の属する月の末日から起算して3月を経過した日までの間にあるものについて，当該個人番号カード利用者証明用電子証明書に記録された利用者証明利用者検証符号（同法第2条第5項に規定する利用者証明利用者検証符号をいう。）に対応する利用者証明利用者符号（同項に規定する利用者証明利用者符号をいう。）を用いた本人確認を行った上で，保険者に対し，電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により，当該患者の被保険者又は被扶養者の資格に係る情報（保険給付に係る費用の請求に必要な情報を含む。）の照会を行い，保険者から回答を受けることによりその資格を確認する方法	
1180	一	上から5行目	（最終改正；令和7年5月30日 厚生労働省告示第172号） 〔黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み〕	（最終改正；令和7年8月13日 厚生労働省告示第223号）
1184	左	上から28～29行目	ノルアドレナリン製剤，ベドリズマブ製剤，ミリキズマブ製剤，乾燥濃縮人プロテインC製剤，メコバラミン製剤，ベンラリズマブ製剤（4週間を超える間隔で投与する場合を除く。），マルスタシマブ製剤，ロザノリキシズマブ製剤，レブリキズマブ製剤及びクロバリマブ製剤 〔黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み〕	ノルアドレナリン製剤，ベドリズマブ製剤，ミリキズマブ製剤，乾燥濃縮人プロテインC製剤，メコバラミン製剤，ベンラリズマブ製剤（4週間を超える間隔で投与する場合を除く。），マルスタシマブ製剤，ロザノリキシズマブ製剤，レブリキズマブ製剤，クロバリマブ製剤及びシパグルコシダーゼ アルファ製剤
1537	一	上から8行目	（最終改正；令和7年5月30日 厚生労働省告示第173号） 〔黄色網かけはWeb追補No.12等にて改正済み〕	（最終改正；令和7年9月17日 厚生労働省告示第243号）
1550	右	上から3行目	第94条第1項	第94条 【令和7年10月1日適用】
1550	右	上から16～17行目	同令第172条第1項に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者，	同令第172条に規定する基準該当自立訓練（生活訓練）事業者，同令第173条の3に規定する指定就労選択支援事業者， 【令和7年10月1日適用】

医科点数表の解釈

『医科点数表の解釈』編集部

@ika_kaishaku

https://x.com/ika_kaishaku

X（旧Twitter）では医療図書のご案内や追補などの情報提供，その他審議会などの情報をお知らせします。どうぞご利用ください。